

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

### 規 則

- 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則  
..... (子ども未来推進局) 1
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則  
の一部を改正する規則..... (子ども未来推進局) 5

### 告 示

- 道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課) 9
  - 土地改良事業の工事の完了の届出..... (農業施設管理課) 9
- 道原子力環境センター告示**
- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 9

## 規 則

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成26年12月2日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第84号

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則

#### 目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件 (第3条-第6条)
- 第3章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準 (第7条-第9条)

#### 附則

### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規則は、北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例 (平成18年北海道条例第78号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号。以下「法」という。)、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 (平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号) 及び条例において使用する用語の例による。

### 第2章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件

(職員の資格の基準)

**第3条** 条例第5条第2項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園が幼稚園型認定こども園に係る法第3条第1項の認定を受けようとする場合において、幼稚園の教員の免許状を有する者が満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事するとき。
- (2) 保育所が保育所型認定こども園に係る法第3条第1項の認定を受けようとする場合において、保育士が満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事するとき。
- (3) 保育機能施設が地方裁量型認定こども園に係る法第3条第1項の認定を受けようとする場合において、保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者が満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事するとき。

2 条例第5条第3項ただし書の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該幼稚園の教員の免許状を有する者の意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められること。
- (2) 当該幼稚園の教員の免許状を有する者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っていること。

3 条例第5条第4項ただし書の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該保育士の意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められること。
- (2) 当該保育士が幼稚園の教員の免許状の取得に向けた努力を行っていること。

(施設設備の基準)

**第4条** 条例第6条第1項ただし書の規則で定める要件は、幼稚園と保育機能施設の一体的な運営が確保できるとともに、幼稚園と保育機能施設との間を子どもが徒歩で安全に移動できることとする。

2 条例第6条第2項ただし書の規則で定める施設は、設置後相当の期間を経過した保育所又は保育機能施設であって、その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものとする。

3 条例第6条第4項ただし書の規則で定める施設は、設置後相当の期間を経過した幼稚園又は保育機能施設であって、その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものとする。

4 条例第6条第5項ただし書の規則で定める施設は、設置後相当の期間を経過した幼稚園、

保育所又は保育機能施設であって、その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものとする。

5 条例第6条第7項ただし書の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定子ども園（幼保連携型認定子ども園を除く。次号及び第3号において同じ。）にあり、その管理者が衛生面、栄養面等について業務上必要な注意を果たし得るような体制が確保されていること。
- (2) 当該認定子ども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により献立等について栄養の観点からの指導を受けることができる等栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務を受託する者については、認定子ども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。
- (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びにアレルギーその他の健康状態に応じた食事を適切な回数及び時機に提供できること。
- (5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

（教育及び保育の内容に関する基準）

**第5条** 条例第7条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの1日の生活時間及び利用時間に配慮すること。
- (2) 共通利用時間（条例第4条第3項に規定する共通の4時間程度の利用時間をいう。）における教育及び保育については、幼稚園教育要領等に基づき実施すること。
- (3) 満3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編制される学級による集団活動に、子どもの発達の状況の相違にも配慮しながら、満3歳未満の子どもを含む年齢の異なる子どもとの活動を適切に組み合わせていくこと。
- (4) 受験等を目的とした知識又は特別な技能の早期の獲得のみを目指すような教育とならないように配慮すること。

（地方裁量型認定子ども園の特例）

**第6条** 条例第9条の規則で定める定員数は、60人とする。ただし、当該保育機能施設が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域をその区域とする市町村又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定により過疎地域とみなされた区域に所在する場合は、20人とする。

### 第3章 幼保連携型認定子ども園の設備及び運営の基準

（職員の配置の基準）

**第7条** 条例第13条第5項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認

定子ども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

- 2 条例第13条第6項ただし書の規則で定める幼保連携型認定子ども園は、次条第6項に掲げる要件を満たす幼保連携型認定子ども園とする。
- 3 幼保連携型認定子ども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
  - (1) 副園長又は教頭
  - (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
  - (3) 事務職員  
（設備の基準）

**第8条** 条例第14条第5項ただし書の規則で定める場合は、特別の事情により、職員室と保健室とを兼用する場合及び保育室と遊戯室とを兼用する場合とする。

- 2 条例第14条第5項第2号から第4号まで及び第7号に掲げる設備は、1階に設けるものとする。ただし、これらの設備が第10項の規定により同項に規定する要件に該当するものであることとされた場合は、この限りでない。
- 3 条例第14条第5項第3号に掲げる保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。
- 4 条例第14条第5項第8号に掲げる飲料水用設備は、同項第9号に掲げる手洗用設備及び足洗用設備と区別して設けなければならない。
- 5 条例第14条第5項各号に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を設けるよう努めなければならない。
  - (1) 放送聴取設備
  - (2) 映写設備
  - (3) 水遊び場
  - (4) 園児清浄用設備
  - (5) 図書室
  - (6) 会議室
- 6 条例第14条第9項ただし書の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定子ども園にあり、その管理者が衛生面、栄養面等について業務上必要な注意を果たし得るような体制が確保されていること。
- (2) 当該幼保連携型認定子ども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により献立等について栄養の観点からの指導を受けることができる等栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務を受託する者については、幼保連携型認定子ども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する

者とすること。

- (4) 園児の年齢及び発達の段階並びにアレルギーその他の健康状態に応じた食事を適切な回数及び時機に提供できること。
  - (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 7 条例第14条第12項の園具及び教具は、常に改善し、及び補充しなければならない。
- 8 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。
- 9 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。
- 10 条例第19条において読み替えて準用する北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）第45条第1項第9号の規則で定める要件は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項において「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては第1号、第2号及び第6号の要件に、保育室等（原則として満3歳未満の園児の保育の用に供するものに限る。）を3階以上に設ける建物にあっては第2号から第8号までの要件に該当するものであることとする。
- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
  - (2) 保育所等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。

階	区分	設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

- (3) 前号に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等のいずれの場所からでも同号に掲げる設備のいずれかまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- (4) 幼保連携型認定こども園の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。  
ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。  
イ 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

- (5) 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (6) 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- (8) 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(幼保連携型認定こども園に係る北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定の技術的読替え)

**第9条** 条例第19条の規定により北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第1項及び第2項、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第1項及び第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条（第2項を除く。）、第45条第1項（第9号に係る部分に限る。）並びに第50条の規定を幼保連携型認定こども園について準用する場合には、同条例第4条第1項中「最低基準」とあるのは「北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成18年北海道条例第78号）第1条に規定する幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準（次項において「設備運営基準」という。）」と、同条例第2項中「最低基準」とあるのは「設備運営基準」と、同条例第5条第1項中「入所している者」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）」と、同条例第2項及び同条例第14条第5項中「児童の」とあるのは「園児の」と、同条例第8条第1項中「法」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」と、同条例第10条の見出し中「入所した者」とあるのは「園児」と、同条例中「入所している者」とあるのは「園児」と、「又は入所」とあるのは「又は入園」と、同条例第11条中「入所している児童」とあるのは「園児」と、「当該児童」とあるのは「当該園児」と、同条例第12条中「児童福祉施設の長」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（第50条において「園長」という。）」と、「入所している児童等に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項」とあるのは「法第47条第3項」と、「その児童等」とあるのは「園児」と、同条例第14条第2項及び第3項中「入所している者」とあるのは「園児」と、同条例第19条中「利用者」とあるのは「園児」と、同条例第20条第1項中「援助」とあるのは「教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。第3項及び第50条において同じ。）並びに子育ての支援」と、「入所している者」とあるのは「園児」と、同条例第3項中「援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育

の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る」とあるのは「教育及び保育並びに子育ての支援について、」と、同条例第45条第1項第9号中「又は遊戯室」とあるのは「遊戯室又は便所」と、同条例第50条中「保育所の長」とあるのは「園長」と、「入所している乳幼児」とあるのは「園児」と、「保育の内容等」とあるのは「教育及び保育の内容等」と、それぞれ読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、北海道認定こども園の認定の要件に関する条例及び北海道社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（平成26年北海道条例第99号。次項において「改正条例」という。）の施行の日から施行する。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年間は、改正条例第1条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により施行日の前日において現に存する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。次項において同じ。）に配置しなければならない職員の数については、なお従前の例によることができる。

3 施行日の前日において現に存する認定こども園における乳児室及びほふく室を一の部屋として設ける場合の面積については、新条例第6条第10項第3号の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園に係る経過措置)

4 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び附則第6項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園については、当分の間、新条例第14条第7項及び第11項第1号イの規定は、適用しない。

5 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例第14条の規定の適用については、当分の間、同条例第4項第2号中「満3歳未満の園児数」とあるのは、「園児数」とし、同項第1号及び同条例第11項第1号アの規定は、適用しない。

6 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども

園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する敷地内に園庭（新条例第14条第11項第1号に掲げる面積以上の面積の園庭に限る。）を設けるものは、同条第2項本文の規定にかかわらず、当分の間、当該園庭のほか、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

7 附則第4項の場合において、当該幼保連携型認定こども園に係る第8条第10項の規定の適用については、当分の間、同項中「第1号、第2号及び第6号の要件に」とあるのは、「第1号の要件に該当し、かつ、園児の待避上必要な設備を備えること」とする。

8 附則第5項の場合において、当該幼保連携型認定こども園に係る第8条第10項の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「耐火建築物」とあるのは、「耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）」とする。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月2日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道規則第85号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年北海道規則第143号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ついでに」の次に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）」を加え、「平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号」を「平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号」に、「及び北海道認定こども園の認定の要件に関する条例」を「並びに北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例」に、「。以下「条例」という。）」を「」及び北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成26年北海道規則第84号）」に改める。

第2条の見出し中「認定」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定」に改める。

第3条の見出し中「更新の認定」を「保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の更

新」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第5条第1項中「第8条第1項」を「第30条第1項」に、「別記第4号様式」を「知事が定める報告書」に改め、同条第2項中「第7条」を「第29条」に改め、同条第3項中「第7条第2号」を「第29条第2号」に改め、同条第4項中「第7条第3号」を「第29条第3号」に改め、同条を第7条とする。

第4条第1項中「第7条第1項」を「第29条第1項又は省令第15条第2項」に、「別記第3号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条第2項中「第6条第1号」を「第28条第1号」に、「乳児及び幼児の数」を「保育を必要とする子どもに係る利用定員」に、「並びに」を「及び」に、「子どもの数」を「保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員」に改め、同条第3項中「第6条第2号」を「第28条第2号」に改め、同項第1号中「子どもの」の次に「教育及び」を加え、同項第2号中「屋外遊戯場」の次に「又は園庭」を加え、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（幼保連携型認定こども園の設置等の届出）

**第4条** 法第16条の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園の設置の届出 別記第3号様式
- (2) 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の届出 別記第4号様式
- (3) 幼保連携型認定こども園の設置者の変更の届出 別記第5号様式

（幼保連携型認定こども園の設置等の認可の申請）

**第5条** 法第17条第1項の認可の申請は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請 別記第6号様式
- (2) 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可の申請 別記第7号様式
- (3) 幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請 別記第8号様式

第8条を次のように改める。

（知事への委任）

**第8条** この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な様式は、知事が定める。

第9条及び第10条を削る。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

**別記第1号様式**（第2条関係）

認定こども園認定申請書

年 月 日

北海道知事 様

住所

氏名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

次のとおり認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

認定こども園の種類	<input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園 <input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園 <input type="checkbox"/> 地方裁量型認定こども園						
認定を受けようとする施設	名称					種別	幼稚園・保育所 ・保育機能施設
	所在地						
	名称					種別	幼稚園・保育所 ・保育機能施設
	所在地						
利用定員	保育を必要とする子どもに係る利用定員	満3歳未満	人	小計	人	合計	人
		満3歳以上	人				
	上記以外の子どもに係る利用定員	満3歳未満	人	小計	人		
		満3歳以上	人				
認定こども園の名称							
認定こども園の長となるべき者の氏名							
開設予定年月日		年 月 日					

添付書類

- 1 教育及び保育の目標並びにその主な内容に関する書類
- 2 子育て支援事業に関する書類
- 3 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例第4条から第9条までに規定する基準を満たしていることが確認できる書類
- 4 その他参考となる書類

別記第2号様式（第3条関係）

保育所型認定こども園認定有効期間更新申請書

年 月 日

北海道知事 様

住所

氏名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

次の保育所型認定こども園の認定の有効期間を更新したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

認定を受けている施設	名称	
	所在地	
認定こども園の長の氏名		
認定の有効期間の末日		年 月 日

添付書類

- 1 申請の日の前日における保育を必要とする子どもに係る利用定員及び園児数について満3歳未満と満3歳以上とに区分して記載した書類
- 2 申請の日の前日における保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員及び園児数について満3歳未満と満3歳以上とに区分して記載した書類
- 3 保育の利用に対する需要の状況を記載した書類

別記第3号様式（第4条関係）

幼保連携型認定こども園設置届

年 月 日

北海道知事 様

市町村長 印

幼保連携型認定こども園を設置しますので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 次に掲げる事項を記載した書類
  - (1) 目的
  - (2) 幼保連携型認定こども園の名称

- (3) 幼保連携型認定こども園の所在地
  - (4) 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
  - (5) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
  - (6) 経費の見積り及び維持方法
  - (7) 開設予定年月日
- 2 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例第12条から第19条までに規定する基準を満たしていることが確認できる書類

**別記第4号様式**（第4条関係）

幼保連携型認定こども園廃止（休止）届

年 月 日

北海道知事 様

市町村長 印

次の幼保連携型認定こども園を廃止（休止）しますので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 幼保連携型認定こども園の名称
- 2 幼保連携型認定こども園の所在地

添付書類

次に掲げる事項を記載した書類

- (1) 廃止又は休止の理由
- (2) 園児の処置方法
- (3) 廃止の期日又は休止の予定期間
- (4) 財産の処分（廃止の場合に限る。）

別記第4号様式の次に次の5様式を加える。

**別記第5号様式**（第4条関係）

幼保連携型認定こども園設置者変更届

年 月 日

北海道知事 様

(変更前) 市町村長 印

(変更後) 市町村長 印

幼保連携型認定こども園の設置者を変更しますので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

次に掲げる事項を記載した書類

- (1) 目的
- (2) 幼保連携型認定こども園の名称
- (3) 幼保連携型認定こども園の所在地
- (4) 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (5) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- (6) 経費の見積り及び維持方法
- (7) 変更の理由
- (8) 変更年月日

注 上記(1)から(6)までに掲げる事項については、変更前及び変更後の内容を記載すること。

**別記第6号様式**（第5条関係）

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名 印

幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

1 次に掲げる事項を記載した書類

- (1) 目的
- (2) 幼保連携型認定こども園の名称
- (3) 幼保連携型認定こども園の所在地
- (4) 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (5) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- (6) 経費の見積り及び維持方法

(7) 開設予定年月日

2 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例第12条から第19条までに規定する基準を満たしていることが確認できる書類

**別記第7号様式** (第5条関係)

幼保連携型認定こども園廃止(休止)認可申請書

年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名

印

次の幼保連携型認定こども園の廃止(休止)の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 幼保連携型認定こども園の名称

2 幼保連携型認定こども園の所在地

添付書類

次に掲げる事項を記載した書類

- (1) 廃止又は休止の理由
- (2) 園児の処置方法
- (3) 廃止の期日又は休止の予定期間
- (4) 財産の処分(廃止の場合に限る。)

**別記第8号様式** (第5条関係)

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

年 月 日

北海道知事 様

(変更前) 主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名

印

(変更後) 主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名

印

幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

次に掲げる事項を記載した書類

- (1) 目的
- (2) 幼保連携型認定こども園の名称
- (3) 幼保連携型認定こども園の所在地
- (4) 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (5) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- (6) 経費の見積り及び維持方法
- (7) 変更の理由
- (8) 変更年月日

注 上記(1)から(6)までに掲げる事項については、変更前及び変更後の内容を記載すること。

**別記第9号様式** (第6条関係)

認定こども園変更届

年 月 日

北海道知事 様

住所

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

次のとおり認定こども園に係る事項を変更しますので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項又は同法施行規則第15条第2項の規定により、届け出ます。

記

認定こども園の名称		
認定こども園の所在地		
変更しようとする事項	変更前	変更後

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ダスト・ヨウ素サンプラ 一式 5台
- 2 落札を決定した日  
平成26年10月30日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 日立アロカメディカル株式会社  
(2) 住 所 東京都三鷹市牟礼6丁目22番1号
- 4 落札金額  
41,040,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成26年9月19日付け北海道原子力環境センター告示第21号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道原子力環境センター総務課  
(2) 所在地 岩内郡共和町宮丘261番地1

変更年月日	年 月 日
-------	-------

注 変更の内容が分かる書類を添付すること。

### 附 則

この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

## 告 示

### 北海道告示第781号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（晩翠地区経営体育成基盤整備〔一般型〕（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成26年12月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年12月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道告示第782号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、北海土地改良区の行う土地改良（下志文地区災害復旧（農業用施設））事業の工事を平成25年5月10日に完了した旨の届出があった。

平成26年12月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 道原子力環境センター告示

### 北海道原子力環境センター告示第25号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年12月2日